

『知的財産権について知りたい・相談したい』

知財制度説明会・講師派遣、申請手続相談、知財研修

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権(特許、意匠、商標等)について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容及びご利用方法

- (1) 知的財産制度説明会を開催しています(要事前申込、参加無料)
説明会を7～12月頃に開催しています。「初心者向け」は基礎知識を、「実務者向け」では特許・意匠・商標の審査基準、審判制度の運用、国際出願の手続等の専門性の高い内容を分野別にご説明します。
お申込みは、特許庁ホームページをご確認ください(検索エンジンで「特許庁 知的財産権制度説明会」、平成28年度は6月頃に詳細を掲載予定)。
- (2) 特許庁職員がセミナー講師として伺います(要事前申込、無料で派遣)
特許庁の営業マン、産業財産権専門官が中小企業等を直接訪問してセミナー講師を行います。中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象としたセミナーを行い、知財のビジネスへの活用、また各種支援策の普及・啓発を行っています。
お申し込みは、特許庁ホームページをご覧ください(検索エンジンで「産業財産権専門官」)。
- (3) 申請手続に関する一般的な相談
各都道府県の知財総合支援窓口や(独)工業所有権情報・研修館では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、窓口、電子メール、電話等で受け付けています。
(産業財産権相談サイト <http://faq.inpit.go.jp/>)
- (4) 知的財産に関する研修
中小・ベンチャー企業向けに、知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成する研修や、研究開発の際に特許情報を活用するための特許文献調査能力を高める研修を実施しています。(http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html)

お問い合わせ先

(1)及び(2) 特許庁 普及支援課 産業財産権専門官

電話:03-3581-1101(2340) E-mail:PA0661@jpo.go.jp

(3) 知財総合支援窓口(116 頁参照)

(独)工業所有権情報・研修館 相談部 電話:03-3581-1101(2121～2123)

(4) (独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 電話:03-3581-1101(3907)